



八王子市指定介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

事業所名	シルバーレッシェいちょうの杜
電話番号	042-627-0432
営業日	月曜日～土曜日（但し祝日及び12/30～1/3を除く）
営業時間	9:00～17:00
受付時間	9:00～17:00
担当者	荒井 雄司
重要事項説明者	

2. 法人及び事業所の概要

(1) 法人及び事業所の概要

法人名	株式会社シルバーレッシェ
法人所在地	東京都八王子市暁町 1-47-1
代表者氏名	代表取締役会長 石井 征二
事業所名	シルバーレッシェいちょうの杜
事業所所在地	東京都八王子市暁町 1-47-1
電話番号	042-627-0432
指定事業所番号	1372901684
サービス提供地域	八王子市

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	事業所の従業者及び業務の管理全般	1名
サービス提供責任者 訪問事業責任者	介護福祉士	4名	0名	計画作成、利用申込の調整、他関係事業所等との連絡、サービス実施状況の把握、業務管理、利用者情報の伝達、研修・技術指導等	4名
事務職員		0名	0名	電話、来客対応、書類作成、経理事務	0名
従業者					
介護福祉士		0名	3名	ホームヘルパー業務（計画に沿ったサービスの提供）	3名
介護職員基礎研修		0名	0名		0名
介護職員初任者研修		0名	6名		6名
介護職員実務者研修		0名	0名		0名
生活支援ヘルパー		0名	0名		0名

※国基準のサービス：サービス提供責任者

八王子市基準サービス：訪問事業責任者といひます。

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8:00～1800	6:00～8:00	18:00～20:00	18:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝祭日	○	○	○	○

※なお、スタッフの体制によりお受けできない場合がございますのでご確認ください。

3. サービス内容

「介護予防訪問介護計画」及び「八王子市総合事業ケアプラン」を参照

4. シルバーレッシェいちょうの杜の八王子市総合事業訪問型サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① シルバーレッシェいちょうの杜（以降事業所とする）が八王子市総合事業の趣旨に従って、ご利用者様（以降利用者とする）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう八王子市総合事業訪問型サービスを提供し、利用者は事業所に対しそのサービスに対する料金を支払います。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携に努めます。
- ④ 前3項のほか、介護保険法及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（法第115条の45の3第1項）を定める条例、その他関係法令等を厳守し、事業を実施するものとします。
- ⑤ 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で、早期業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業所は適切な訪問介護の提供を行う観点から、職場・業務において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などによる業務上必要かつ相当な範囲を超えたハラスメント行為に対し、当該業務に係る従業員の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確化するとともに、必要な措置を講じます。
- ⑦ 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催。
 - ・虐待防止の指針を整備
 - ・訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更	有	
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	

5. 利用料金

(1) サービスの利用料例（利用料金は負担割合1割の方の例）

サービス種別	利用料		
	回数	基本料金	利用料金
① 総合事業訪問サービス 国基準相当サービス	週1回程度	12,994円	1,300円
	週2回程度	25,956円	2,596円
	週3回程度	41,138円	4,119円
② 総合事業訪問サービス 市区基準相当サービス	週1回程度	10,939円	1,094円
	週2回程度	21,879円	2,188円
	週3回程度	32,818円	3,282円
③ 初回加算 ※1	2,210円		221円
④ 介護職員等 処遇改善加算Ⅱ ※2	利用料金	①～④合計の22.4%	

- ・八王子市総合事業訪問型サービスを利用する場合は原則上記基本料金の利用者の介護保険負担割合証に記載された割合になります）
- ・利用料金は1ヵ月を最小の単位とした、月あたりとなります。
- ・八王子市総合事業訪問型サービス国基準総合サービスのサービス提供時間は、利用者の八王子市総合事業ケアプラン（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ・八王子市総合事業訪問型サービス市区基準相当サービスのサービス提供時間は原則1回あたり45分以内とします。
- ・要介護認定の更新や、区分変更の申請を行い、要介護と認定された場合には、要介護の契約をさせて頂きます。その時は要介護としての初回加算算定対象になります。

※1 初回加算とは当該事業所が新規に計画を作成し利用者に対して、サービス提供責任者又は訪問事業責任者がサービスを提供した場合や同行訪問した場合に算定されます。

※2 介護職員等処遇改善加算とは、介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対して算定するものです。給付金は介護職員等の処遇改善の為に使用されます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方も、サービス従業者が訪問する為の交通費は頂きません。

(3) キャンセル料

月額での請求が発生している場合、キャンセル料は頂きません。サービス中止の際は、従業者の調整がございますので、わかり次第ご連絡をお願い致します。但し、月額の請求が発生しない等の影響が出る状況でのキャンセルに関して、サービス予定前日の17:00までに連絡が頂けない場合であり、考慮しがたい利用者等の都合でのサービス中止に限り2,000円のキャンセル料を頂きます。

(4) 支払い方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、原則【口座振替】にて請求いたします。

事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を添えて、翌日15日までに利用者へ送付します。

また口座振替手続きが済まない場合や特段の事情がある場合については、利用月の翌月__月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 口座振替 イ. 事業所指定口座への振込み（下記：支払い先口座） ウ. その他（集金等）

金融機関	多摩信用金庫	支店名	四谷支店
預金種別	普通預金	口座番号	0342614
口座名義	株式会社シルバーレヅィいちょうの杜 カシバレヅィイチャウノリ		

(5) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気などの費用は利用者様のご負担になります。
- ② 八王子市総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合や、認定の結果により要介護となった場合や、非該当となった場合は、それまでに利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。（要介護となった場合は本契約締結日から要介護の再契約になります）

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当社のサービス提供責任者または、訪問介護事業所責任者がお伺い致します。契約を結びサービス提供を開始致します。

※介護予防計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合、人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了の1ヵ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合は双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。その場合は状況に応じて事前にご連絡致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・八王子市総合事業給付でサービスを受けていた利用者の事業対象区分が非該当（自立若しくは介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合。（この場合、条件を変更して再度契約することができます）
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

・当社が正当な理由なくサービス提供をしない場合、守秘義務違反に該当した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告が来てから5日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前に打ち合わせした緊急連絡体制を確認し、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡致します。

主治医	氏名（医療機関）	
	連絡先	
ご家族①	氏名	
	連絡先	
ご家族②	氏名	
	連絡先	

※状況によっては当社の判断で必要な手配をさせて頂く場合もあります。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当社のお客様相談・苦情担当

担当：管理者 荒井雄司 電話番号：042-627-0432
 受付時間：毎週月曜日～土曜日（9：00～17：00）

(2) 当社以外の区市町村等の窓口

名称	電話番号
八王子市高齢者福祉課	042-620-7420
国民健康保険団体連合会	03-6238-0133
高齢者あんしん相談センター中野	042-620-0860

(3) 手順

①苦情発生 ②管理者及びサービス提供責任者または訪問事業責任者が当該担当介護職員へ状況・事実確認 ③処遇、処理について確認し関係機関、必要に応じ区市町村へ報告。再発防止策を検討し、利用者及びその家族へ再発防止策の説明と共に謝罪。 ④苦情処理は可能な限り短期間に行い、結果等を事故報告書として記録し再発防止に努める。

9. 賠償保険

事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

10. 虐待防止について

- ① 事業所は、介護員等の実質的向上を図る為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
- ② 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 従業者は、利用者が家族などから身体的、心理的などの虐待を受けている事を知った際には、区市町村へ通報等を行います。

虐待防止責任者	職責	管理者
	氏名	荒井 雄司

11. 研修について

事業所は、介護員などの実質的向上を図る為の研修機会を次のように設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後1ヵ月以内
- ②継続研修 年2回以上

12. 衛生管理について

介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をします。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます

13. 第三者評価

東京都福祉サービス第三者評価の実施 実施の有無 : 無

14. 署名

この契約を証するため本書を2通作成し、利用者と事業所が署名、捺印の上、各1通ずつを保有します。

上記の内容について利用者に説明を行いました。

サービス提供開始日 令和 年 月 日
 重要事項説明日 令和 年 月 日

事業者

- < 法人名 > 株式会社シルバービレッジ
- < 事業所名 > シルバービレッジいちょうの杜
- < 事業所番号 > 1372901684
- < 住 所 > 東京都八王子市暁町 1-47-1
- < 管理者名 > 荒井 雄司
- < 説明者 > _____

上記内容について説明を受け同意しました。

利用者

< 氏 名 >

(家族または代理人)

< 氏 名 >
